

## 別表十（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が措置法第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 当期において法第62条の9第1項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）、第64条の11第1項若しくは第2項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第64条の12第1項若しくは第2項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）若しくは第64条の13第1項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）、令和2年改正前の法第61条の12第1項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は令和2年6月改正前の令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額仮計5」は、その益金の額に算入される金額を減算し、及びその損金の額に算入される金額を加算した金額を記載します。
- 3 「軽減対象所得金額6」は、措置法令第36条第15項（沖縄の認定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第3項に規定する軽減対象所得金額又は令和2年6月改正前の措置法令第36条第7項（沖縄の認定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第3項に規定する軽減対象所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 4 「所得基準額8」及び「特別控除額13」の各欄は、その内国法人が通算法人である場合（当期がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限り、）には「(7)又は」及び「(5)又は」を消し、その他の場合には「又は別表十(一)付表「18」」を消します。
- 5 「要加算調整額14」は、措置法第60条第6項の規定により益金の額に算入される同項に規定する要加算調整額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。